

# 信託契約の概要

商品名	結婚・子育て支援信託(合同運用指定金銭信託)	
ご利用者	贈与する方は贈与を受ける方の直系尊属(祖父母さまなど)になります	
信託目的	租税特別措置法に規定する結婚・子育て資金管理契約として、資金を管理すること	
しくみ	租税特別措置法「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応します	
預入金額	5,000円以上(1円単位) 最高1,000万円(累計)	
収益金	毎年3月、9月の26日に信託元本に追加します 毎年3月、9月の26日に店頭に表示する予定配当率に見直します	
払戻・解約	税制に定める結婚・子育て資金に充当する目的で払戻しできません(結婚費用は300万円以内) 目的外の払戻・解約はできません	
信託報酬	管理報酬：不要 運用報酬：金銭信託の運用収益から予定配当額等を差引いた金額	
預金保険・元本保証	預金保険の対象、元本は当社が保証します	
指定紛争解決機関	りそな銀行が契約している指定紛争解決機関 一般財団法人信託協会 【連絡先】 信託相談所 電話番号0120-817335 または03-6206-3988	埼玉りそな銀行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 【連絡先】 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772